

第8回

■日時：平成30年11月14日(水)  
午後2時～3時30分  
■会場：リオンホール



まちづくり方針における取組について、道路整備にあわせた実施時期や実施主体、手法などについて検討しました。

主な意見

- 地区計画で建築物の壁面後退を定めることは、住民理解を得るのが大変で難しいのではないか。(国分寺街道沿道)
- 敷地面積の最低限度は、現状を分析した面積に設定して既存不適合がそこまで出ないようにすれば、地区計画で定めることは可能かもしれない。

第9回

■日時：平成30年12月19日(水)  
午後2時05分～3時20分  
■会場：リオンホール



国分寺街道及び国3・4・11号線沿道の後背地のまちづくりや推進地区内の基盤整備について検討しました。

主な意見

- 後背地について、基本的には都市計画マスタープランの方針通り、良好な住環境の形成を目指すとして良いのでは。
- 狭い敷地の前面道路を拡幅すると、さらに敷地が狭くなってしまいますので、建築基準法で定めた基準以上の道路拡幅は、かなり厳しいと思う。
- 生活道路を拡幅すると、都市計画道路整備後に抜け道利用される恐れがある。

第10回

■日時：平成31年2月13日(水)  
午後2時～3時30分  
■会場：リオンホール

主な意見

- この先、地区計画やまちづくりルールについてどうするかという話はあるが、まずは、まちづくり計画(案)を周知して、市民に理解を得ることが重要だ。
- にぎわい創出の取組については、市民の参画が重要だ。

都市計画道路国3・4・1号線の事業概要及び測量説明会を開催しました

国3・4・1号線は、国3・4・11号線から国分寺街道までの区間を、都と28市町で定めた「東京における都市計画道路の整備方針」における優先整備路線に位置づけており、2つの道路を結ぶ役割を担い、アクセス性や防災性の向上などの観点から、重要な都市計画道路です。

本区間について、事業概要及び測量説明会を市建設環境部建設事業課が実施しました。

第1回 ■日時：平成31年1月18日(金)  
午後7時～8時30分  
■会場：もとまち公民館 視聴覚室  
■出席者：21人

第2回 ■日時：平成31年1月20日(日)  
午後2時～3時30分  
■会場：もとまち公民館 視聴覚室  
■出席者：25人

◎国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくりに関する情報は、市のホームページにも掲載しています。市ホームページ、サイト内検索で「国3・4・11」と入力して検索してください。◎また、右記のQRコードからも国分寺市のサイトにアクセスできます。



まちづくりニュース

トピックス

- 【報告】第10回協議会を開催しました……①
- 【報告】まちづくり計画(素案)の概要……②③
- 【報告】第8・9・10回協議会を開催しました……④

■平成31年3月  
■発行：国分寺市 まちづくり部 まちづくり推進課  
電話番号：042-325-0111(内線456)  
ファクス番号：042-324-0160  
E-mail: machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

※まちづくりニュースは、地域の皆さんへ「まちづくり」の進捗をお知らせする広報誌です。



第10回 まちづくり協議会を開催しました!

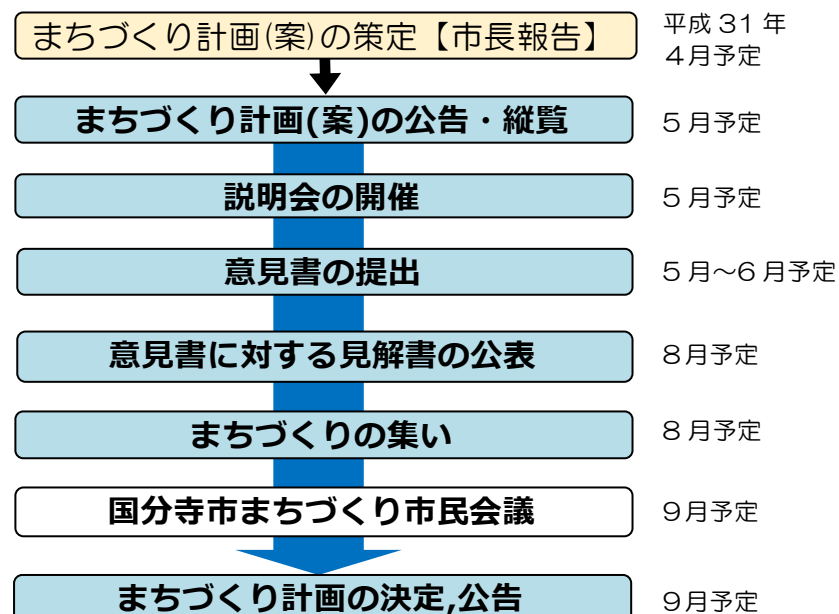
国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり協議会では、平成29年6月より、まちの将来像である「まちづくりの方向性」を実現するためのまちづくり方針や、その具体化方策の検討を行ってきました。

平成31年2月13日の第10回まちづくり協議会において、国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり計画(素案)について意見交換を行い、国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり計画(案)をとりまとめました。今後は、まちづくり計画の決定に向け、国分寺市まちづくり条例に基づいた手続きを進めます。



(協議会の開催概要、主な意見等については④ページに詳しく掲載しています。)

まちづくり計画の決定手続き【平成31年度】



- 市民説明会の開催や、国分寺市まちづくり市民会議での諮問答申等、国分寺市まちづくり条例に基づく手続きを進め、「まちづくり計画」を決定します。
- 本計画の決定により、本計画が国分寺市まちづくり条例に規定する市のまちづくり基本計画の一つに位置づけられ、地区における将来の様々な計画や事業については、これを基本として進めていくこととなります。

※上の予定は現段階のものであり、変更の可能性もあります。説明会等の開催については、市報・ホームページ等で別途お知らせします。



まちづくり計画(案)では、「まちづくりの方向性」(平成26年決定)で示す将来像を実現するために、取組目標や具体的な取組を「まちづくり方針」、想定される実施手法や取組の実施主体、時期を「取組の実現化プログラム」としてまとめました。

## まちづくりの方向性

**国分寺街道・国3・4・11号線重複区間エリア**  
駅近であるメリットを活かした住商両立のまちづくり

**国3・4・11号線新設区間エリア**  
史跡と調和し、緑のある、安全・安心で住みやすい住宅環境のまちづくり

**国分寺街道区間エリア**  
歩いて身近なショッピングとにぎわいが楽しめるまちづくり

## まちづくり方針〈取組目標〉

### <土地利用の目標>

- 重複区間**
- 立地の優位性を活かした活気のあるまち
  - 商と住の両立
- 新設区間**
- 中層住宅を主体とした良好な住環境の形成
- 国分寺街道区間**
- 地域から愛される商店街

### <緑・景観の目標>

- 重複区間**
- 緑と潤い・にぎわいのあるまちなみ景観の形成
- 新設区間**
- 緑と潤い・落ち着いた色合いのまちなみ景観の形成
- 国分寺街道区間**
- 商店街のにぎわいに華を添える緑景観の形成
  - 歴史と文化を感じる親しみやすいまちなみ景観の形成

### <安全・安心の目標>

- 重複区間・新設区間**
- 延焼防止の機能を高め安心なまちの形成
  - 防災・防犯性の高いまちの形成
  - 通過交通を国3・4・11号線に移し、周辺道路の安全を確保
- 国分寺街道区間**
- 歩きたくなる商店街

### <その他良好なまちづくりの目標>

- 市の魅力資源をまちづくりに活用
- 観光客が国分寺街道に寄りたくなる魅力づくり
- 国分寺街道の魅力を知ってもらう
- 買い物を楽しむことができる商店街
- 良好な地域コミュニティの形成

## 取組の実現化プログラム

### 《取組の実施時期の考え方》

- 国3・4・11号線の整備前**
- 用途地域や地区計画などの都市計画を決定・変更
  - 空き店舗対策やにぎわい創出
  - まちづくりの担い手の育成に向けた取組
  - 国分寺街道のみちづくりの検討
- 供用開始**
- 国3・4・11号線の整備後**
- 都市計画法に基づき、土地利用等を適正に規制誘導
  - 市民等によるルールづくりが実施されるよう、市民主体のまちづくりの活動を支援
  - 公共交通や車両などの交通処理を変更
  - 安全・安心な国分寺街道へ向けての取組を開始
  - 現国分寺街道周辺のにぎわい創出を展開

### 《まちづくり計画方策一覧図》

**<良好なまちづくり> 整備前**

良-① 緑・水辺・歴史的資源を有効活用

元町用水 武蔵国分寺跡

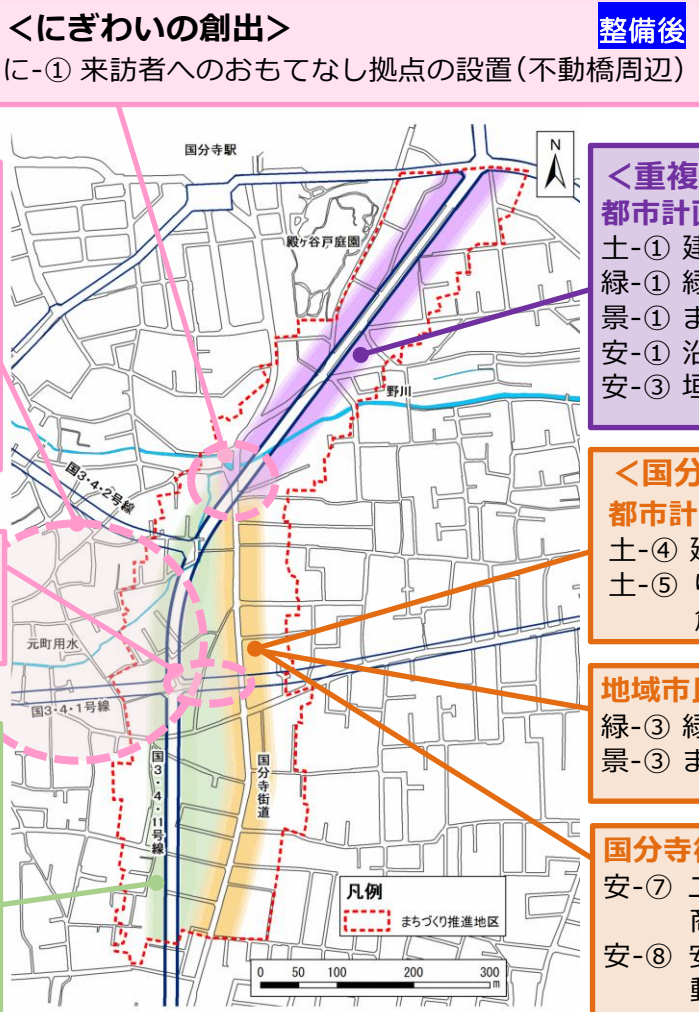
**<良好なまちづくり> 整備前**

良-② 国3・4・1号線の一部区間の整備

**<新設区間エリア> 整備前**

都市計画等の手法によるまちづくり

- 土-② 建物用途の誘導(中層の住宅主体)
- 土-③・安-② 敷地細分化防止
- 緑-② 緑化の誘導(民地内の緑化促進)
- 景-② まちなみ景観の誘導
- 安-① 沿道建築物の不燃化
- 安-③ 垣又はさくの構造の制限



**<重複区間エリア> 整備前**

都市計画等の手法によるまちづくり

- 土-① 建物用途の誘導(商と住の両立)
- 緑-① 緑化の誘導(民地内の緑化促進)
- 景-① まちなみ景観の誘導
- 安-① 沿道建築物の不燃化
- 安-③ 垣又はさくの構造の制限

**<国分寺街道区間エリア> 整備前**

都市計画等の手法によるまちづくり

- 土-④ 建物用途の誘導(商店街)
- 土-⑤ ゆとりある歩行・買い物空間の創出

**地域市民等によるルールづくり 整備後**

- 緑-③ 緑化の誘導(店先や道路沿い)
- 景-③ まちなみ景観の誘導

**国分寺街道のみちづくり 整備後**

- 安-⑦ ユニバーサルデザインを意識した商店街づくり
- 安-⑧ 安全・安心な歩行空間を確保(自動車交通量と走行速度を抑制)

**<にぎわいの創出> 整備前**

- に-② 散策コースの検討
- に-③ シェアサイクルの検討
- に-④ 情報発信の促進
- に-⑤ こくベジプロジェクトとの連携
- に-⑥ 周辺地域の大学と連携した取組
- に-⑦ 空き店舗の利活用
- に-⑧ 国分寺街道の道路空間を利用し、地域の歴史や資源と関連したイベントの開催
- に-⑨ エリアマネジメントの検討
- に-⑩ コミュニティビジネスの支援

**<バスルート> 整備後**

- 安-④ 路線バスのルートは国3・4・11号線に移行
- 安-⑤ 地域バスのルートは現行ルートを維持

**<沿道の後背地> 整備前**

- 土-⑥ 良好な住環境の維持(戸建て住宅主体)

**<地区内道路> 整備前**

- 安-⑥ 狭あい道路(幅員4m未満の道路)の解消

**整備前** : 国3・4・11号線の整備前から実施予定  
**整備後** : 国3・4・11号線の整備後に実施予定